

## 南山城村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

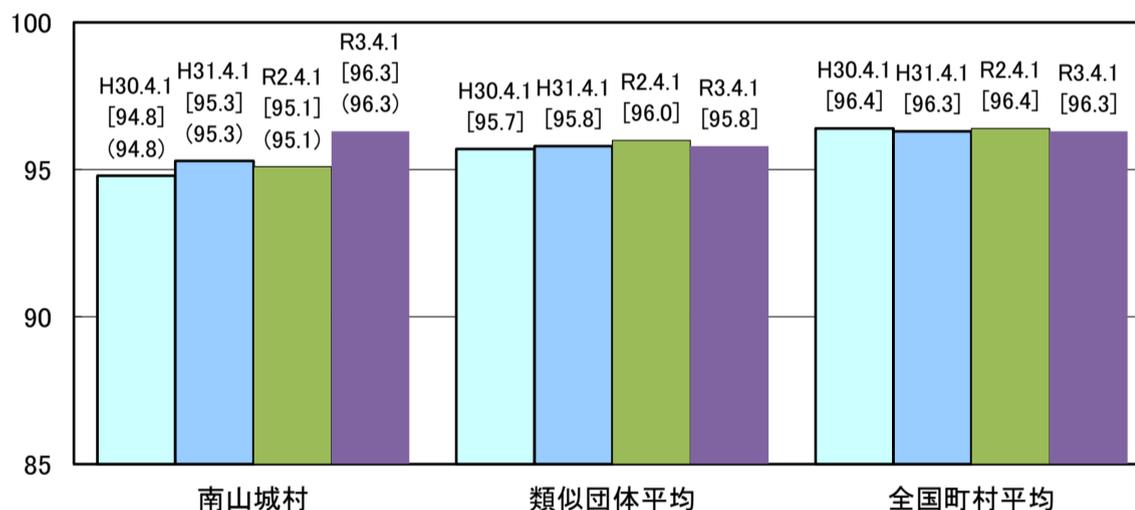
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成31年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	2,605	3,023,445	49,840	469,266	15.5	15.7

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
令和2年度	54人	172,053千円	31,418千円	68,756千円	272,227千円	5,023千円	5,370千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を考慮した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③に該当しません。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
令和2年度	円	円	円 (%)	%	%

(参考) 国の改定率
%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
令和2年度	円	円	円 (%)	%	%

(参考) 国の年間 支給月数
月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※南山城村に人事委員会は設けていません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施     未実施    ]

未実施の理由

② 地域手当の見直し

南山城村は地域手当を支給していません。

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南山城村	40.7 歳	295,620 円	346,154 円	326,493 円
京都府	42.2 歳	314,307 円	406,549 円	364,986 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	40.8 歳	294,552 円	336,876 円	323,491 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
南山城村	— 歳	0 人	—	—	—	—	— 歳	—	—
うち学校給食員	— 歳	0 人	—	—	—	—	— 歳	—	—
うち保育所給食員	— 歳	0 人	—	—	—	—	— 歳	—	—
京都府	56.8 歳	142 人	358,070円	404,127円	389,303円	—	— 歳	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947円	—	328,603円	—	— 歳	—	—
類似団体	48.4 歳	2 人	272,532円	297,408円	287,839円	—	— 歳	—	—

区分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南山城村	— 円	— 円	—
うち学校給食員	— 円	— 円	—
うち保育所給食員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		南山城村	京 都 府	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	191,000 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	156,700 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

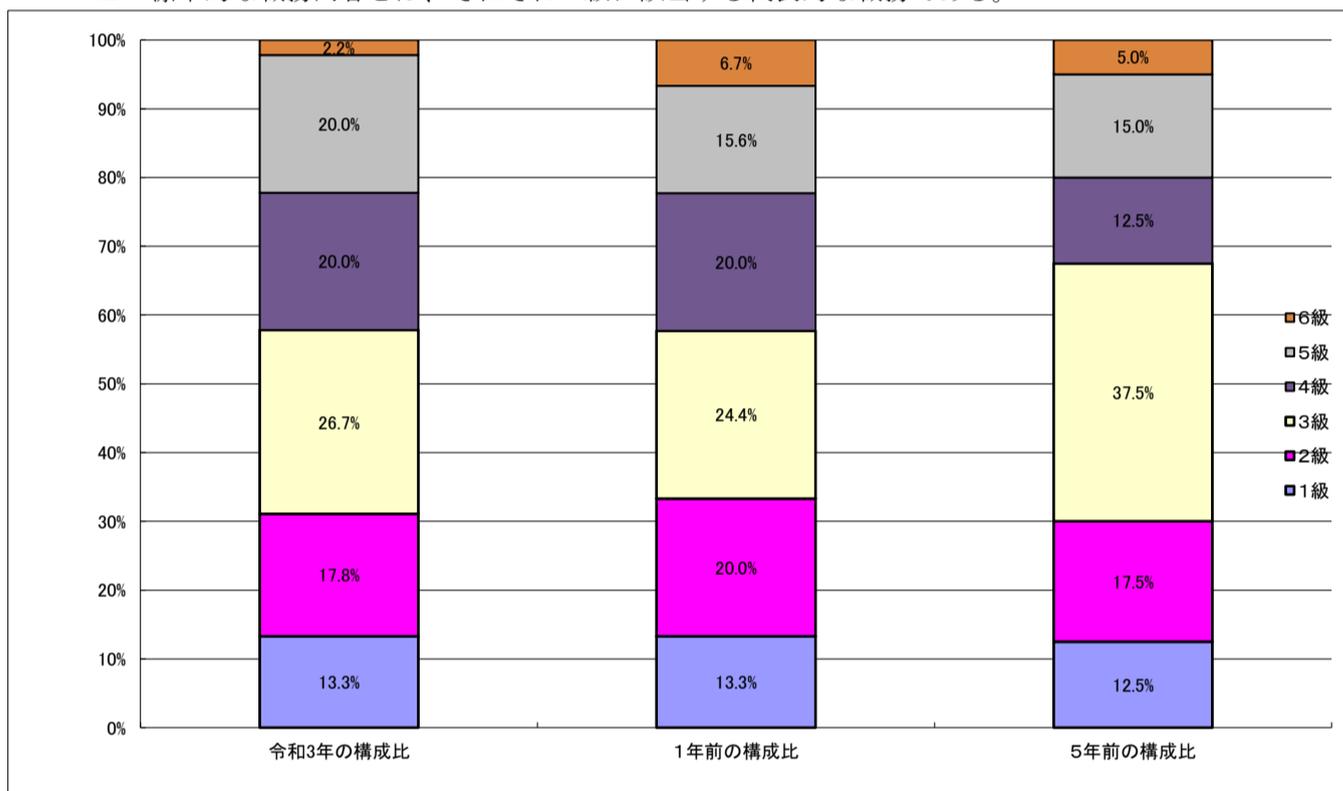
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,600 円	340,300 円	357,900 円	— 円
	高 校 卒	228,000 円	— 円	370,400 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

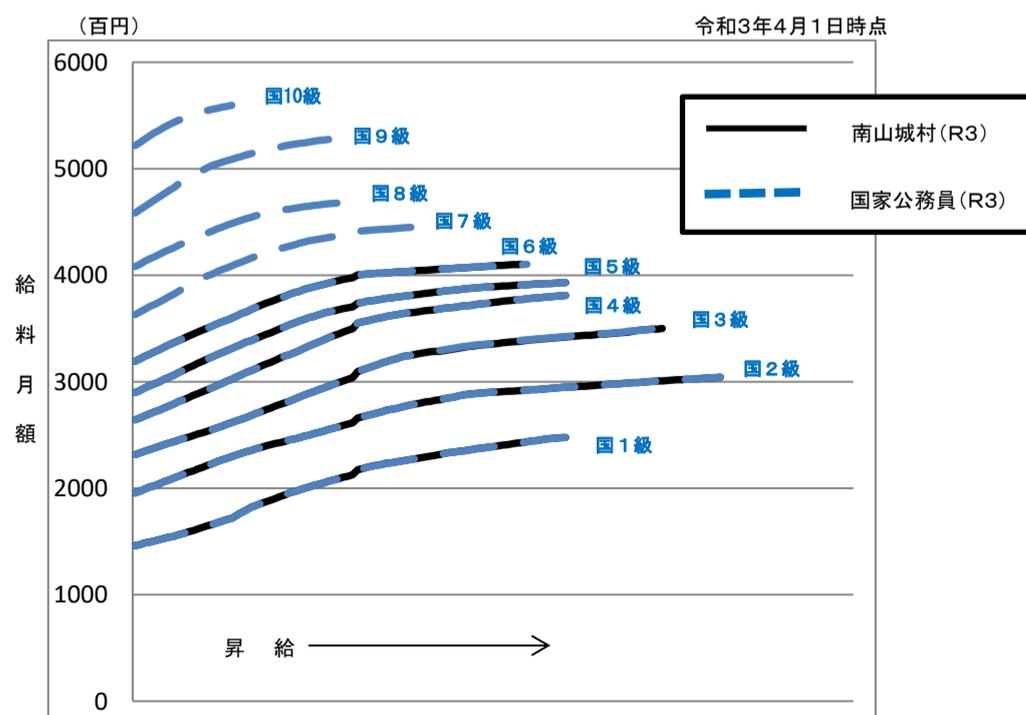
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事及び定型的な業務を行う職務	6 人	13.3%	146,100 円	247,600 円
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	8 人	17.8%	195,500 円	304,200 円
3 級	係長及び主任の職務	12 人	26.7%	231,500 円	350,000 円
4 級	課長補佐の職務	9 人	20.0%	264,200 円	381,000 円
5 級	課長、課長代理及び主幹の職務	9 人	20.0%	289,700 円	393,000 円
6 級	参事、困難な職務を所掌する課長等の職務	1 人	2.2%	319,200 円	410,200 円

(注) 1 南山城村職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	南山城村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

南 山 城 村	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,331 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,667 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 0.90 )月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 0.90 )月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級5%,4・5・6級10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10%,20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	南山城村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ運用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

##### (2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

南 山 城 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~46%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 21,537 千円					

(注) 1 南山城村の退職手当は、京都市町村職員退職手当組合の規定による。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

##### (令和3年4月1日現在)

支給実績( 年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額( 年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
村全域	0 %	0 人	0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

## (4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(年度決算)	—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(年度決算)	—			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(年度)	—			%
手当の種類(手当数)				0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象職員	支給実績(年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	7,913 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	176 千円
支給実績(令和元年度決算)	6,556 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	146 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	・配偶者6,500円 ・子10,000円 ・扶養親族(配偶者・子)を除く1人につき6,500円 ・満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算する。	同じ	—	4,430 千円	181,276 円
住居手当	家賃支払いは月額27千円以下の場合には家賃額-16千円。月額27千円を超える場合は(家賃額-27千円)×1/2+11千円(限度額27千円)	同じ	—	2,401 千円	240,100 円
通勤手当	片道2km以上5km未満2千円。片道5km以上10km未満42百円。片道10km以上15km未満71百円。片道15km以上20km未満100百円。片道20km以上25km未満129百円。片道25km以上30km未満158百円。片道30km以上35km未満187百円。片道35km以上40km未満216百円。片道40km以上45km未満244百円。片道45km以上50km未満262百円。片道50km以上55km未満280百円。片道55km以上60km未満298百円。片道60km以上316百円。公共交通機関を利用する場合550百円までは全額。	同じ	—	6,060 千円	114,340 円
管理職手当	参事・課長・議会議務局長・保育所長 給料×10%	—	—	3,857 千円	321,417 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	670,000 円 ( — 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 498,000 円	
	副 村 長	570,000 円 ( — 円 )	667,000 円 / 457,000 円	
報 酬	議 長	275,000 円 ( — 円 )	318,000 円 / 186,300 円	
	副 議 長	200,000 円 ( — 円 )	265,000 円 / 129,600 円	
	議 員	170,000 円 ( — 円 )	257,000 円 / 109,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(令和2年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和2元年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		基礎給料月額×530/100×在職年数	11,363,200 円	任期ごと
		基礎給料月額×315/100×在職年数	6,104,700 円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

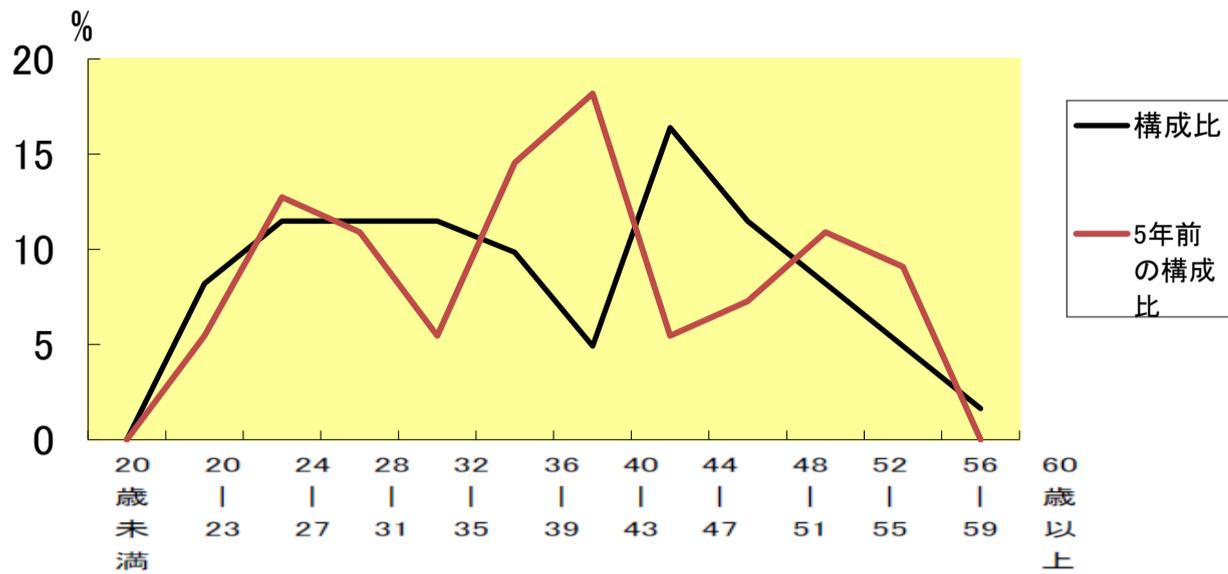
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和2年	令和3年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	参事を任命 業務配分見直し 業務配分見直し 業務配分見直し <参考> 人口10,000人当たり職員数 195.78 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 196.56 人)
		総 務	12	19	7	
		税 務	6	4	-2	
		農 林 水 産	3	4	1	
		商 工	7	2	-5	
		土 木	5	4	-1	
生 産		12	13	1		
衛 生	5	4	-1			
	計	51	51	0		
	教 育 部 門	3	3	0		
	消 防 部 門					
	小 計	54	54	1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 207.29 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 231.73 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	2	2	0		
	水 道	5	5	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	5	5	0		
	小 計	7	7	0		
	合 計	61	61	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 234.17 人	
		[ 67 ]	[ 67 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	7人	7人	7人	6人	3人	10人	7人	5人	3人	1人	61人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		
一般行政	40	45	46	45	48	51	51	7(14%)	11(21.6%)
教育	3	3	3	3	3	3	3	(%)	(%)
警察								(%)	(%)
消防								(%)	(%)
普通会計計	43	48	49	48	51	54	54	7(13%)	11(20.4%)
公営企業等会計計	7	7	7	7	7	7	7	(%)	1(14.3%)
総合計	50	55	56	55	58	61	61	7(11.5%)	10(12.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

**7 公営企業職員の状況**

※南山城村では地方公営企業法を全部適用する公営企業がありませんので、省略します。